

奈良市のいじめ事象の経年変化(小・中学校)

【いじめの認知件数(件)】

(H26~H27は、「威圧・嫌がらせ」も含む件数)

	市立 小学校	市立 中学校	市立 小・中学校
平成26年度	195	123	318
平成27年度	225	122	347
平成28年度	181	113	294
平成29年度	377	180	557
平成30年度	827	246	1073

【児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数(件)】

	市立 小学校	市立 中学校	市立 小・中学校	全国 小・中学校	奈良県 小・中学校
平成26年度	11.9	14.7	12.8	13.7	8.8
平成27年度	14.0	14.7	14.3	16.4	27.3
平成28年度	11.4	14.0	12.3	23.9	16.3
平成29年度	24.2	24.1	24.6	30.9	37.5
平成30年度	52.8	33.1	46.4	54.0	66.9

※ 平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」の施行
いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「文部科学省問題行動調査」より)

※【児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数(件)】の表において、県のいじめの認知に対する捉え方が年によって異なることにより、認知件数に大きな変動が生じています。